

## 出入国在留管理庁（入管 Immigration Services Agency）からのお知らせ

入管にはたくさんの人が集まります。新しいコロナウイルスが、日本で広がらないようにするために、入管に書類を出すときの特別なルールを作りました。

(例) いつものルール → 特別なルール

今の「在留カード」に書いてある在留期限より、長く日本にいたいときは、在留期限が過ぎる前に、入管に行き、書類を出します。

→ 今の「在留カード」に書いてある在留期限が、2020年3月1日から3月31日までのときは、「在留カード」に書いてある在留期限から1か月が過ぎる日までに、入管に行き、書類を出すことができます。

日本で赤ちゃんが生まれたとき

・赤ちゃんの国籍が日本ではない ・生まれてから60日より長く日本にいる

ときは、生まれた日から30日以内に、入管に書類を出して、生まれた日から60日以内に、「在留カード」をもらいます。

→ 赤ちゃんが2020年2月1日から3月1日の間に、生まれたときは、生まれてから61日目の1か月後までに、入管に行き、書類を出すことができます。

★ 観光で日本に来ている人と日本に出るための準備期間の人は、特別なルールは使えません。新しい新型コロナウイルスが原因で、自分の国に帰ることができなくなったときは、在留期限が過ぎる前に、入管に行き、書類を出します。

★ 在留期限を長くするために必要なことや赤ちゃんが生まれたときに必要なことは、「生活・仕事ガイドブック」を見てください。

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10\\_00062.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00062.html)

★ わからないときは、入管（Regional Immigration Services Bureau 出入国在留管理局）に質問してください。

外国人総合インフォメーションセンター（月～金 8:30～17:15）

TEL 0570-013904

TEL 03-5796-7112 (IP、PHS、外国から)

地方 出入国在留管理局

札幌 出入国在留管理局 TEL 011-261-7502

仙台 出入国在留管理局 TEL 022-256-6076

東京 出入国在留管理局 TEL 0570-034259 TEL 03-5796-7234 (IP、PHS、外国から)

横浜支局 TEL 045-769-1720

名古屋 出入国在留管理局 TEL 052-559-2150

大阪 出入国在留管理局 TEL 06-4703-2100

神戸支局 TEL 078-391-6377

広島 出入国在留管理局 TEL 082-221-4411

高松 出入国在留管理局 TEL 087-822-5852

福岡 出入国在留管理局 TEL 092-717-5420

那覇支局 TEL 098-832-4185